

加古川市営住宅団地内集会所使用要綱

平成 26 年 2 月 26 日
建 設 部 長

(目的)

第 1 条 この要綱は、加古川市が市営住宅団地内に設置した集会所（以下「集会所」という。）の使用並びに管理についての必要な事項を定めることを目的とする。

(管理責任)

第 2 条 集会所の管理は、当該集会所が設置されている、団地内の町内会長又は管理組合長（以下「町内会長等」という。）が責任をもつて管理する。

(使用の範囲)

第 3 条 集会所の使用範囲は、原則として当該集会所が設置されている市営住宅入居者及び所属町内会（以下「入居者等」という。）とする。

(使用の制限)

第 4 条 集会所の使用は、次の一に該当するとき、その使用を認めるが、入居者等の個人的使用又は行事等は認めない。

- (1) 町内会又は管理組合（以下「町内会等」という。）が行う会議及び行事等
- (2) 公共的団体等の会議等
- (3) その他市長が認めたもの

(使用料)

第 5 条 集会所の使用料は無料とする。

(使用及び承認)

第 6 条 集会所の使用申込者は、町内会長等が保管する使用簿に記入し、町内会長等の承認を得るものとする。

(使用中の管理)

第 7 条 集会所の使用責任者は、使用中責任をもつて管理するとともに、使用後は、清掃及び備品等の整理整頓を行ない、火気等に充分注意し、町内会長等の点検を受けるものとする。

(協議)

第 8 条 集会所の使用及び管理について、この要綱で定めなき事項については、市と町内会等が協議するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。